

## イベント広場等運用基準案

平成29年7月12日

### (趣旨)

第1条 この運用基準は、道の駅しょうなん（柏市都市農業センター）のイベント広場及びオープンスペース（以下「イベント広場等」という）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予約及び申込)

第2条 イベント広場等の有効利用を図るため、柏市及び柏市教育委員会又はこれに順ずる公共・公益団体等がイベント広場等の使用の許可を受けようとする場合は、第3条に規定する申請期間に優先して6箇月前から予約及び申込ができるものとし、その優先順位は次のとおりとする。

(1) 柏市及び柏市教育委員会

(2) 柏市又は柏市教育委員会に関連する公共・公益性のある団体で、株式会社道の駅しょうなん（以下「指定管理者」という。）が認めたもの

2 第1項に規定する団体以外のもので指定管理者がみとめた者・団体及びサポート会員は、3箇月前から予約及び申込をすることができるものとする。

3 ただし、指定管理者が主催する創業祭、収穫祭等のイベントがある場合には、すべての予約に優先するものとする。

### (申込み方法)

第3条 事前予約している団体は、使用する日の属する月の1箇月前までにイベント広場等使用申請書（様式1）を指定管理者に提出するものとする。

2 指定管理者は、申請者、申請内容、イベント等が運用基準に照らして適正であるかどうかを審査し、適合している場合にはイベント広場等使用許可書（様式2）を交付するものとする。

3 道の駅しょうなん所属テナント及びテナントと現取引関係にある納品業者については別に定める。

### (使用時間の区分)

第4条 イベント広場等の使用時間区分は、次のとおりとする。

区 分	午 前	午 後	1 日
時 間	午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後6時まで	午前8時から 午後6時まで

2 イベント広場等からの撤収及び原状回復は、使用時間区分内に行なうものとする。

(使用料)

第5条 イベント広場使用に伴う使用料は、次の(1)～(3)を合算し、使用料として決定し、使用日当日までに支払うものとする。

(1) 区画使用料 平日

種 別	午 前	午 後	1 日	備 考
場所代 テント1区 画分(～3m×4.5m)	2,500円	2,500円	5,000円	これ以上の大きさは これに準ずる
場所代 テント1区 画分(～3m×3m)	1,000円	1,000円	2,000円	

区画使用料 土日祝日(GW、お盆、年末年始を含む)

種 別	午 前	午 後	1 日	備 考
場所代 テント1区 画分(～3m×4.5m)	3,000円	3,000円	6,000円	これ以上の大きさは これに準ずる
場所代 テント1区 画分(～3m×3m)	1,500円	1,500円	3,000円	

(2) 備品など使用料

※使用の際には在庫状況を確認・相談の上決定とする。

種 別	午 前	午 後	1 日	備 考
テント使用料 (～3m×4.5m)	2,000円	2,000円	4,000円	これ以上の大きさは これに準ずる
テント使用料 (～3m×3m)	1,000円	1,000円	2,000円	
水道使用料	250円	250円	500円	
電気使用料	300円	300円	600円	
長机	300円	300円	600円	1台につき
マイク・アンプ等	2,000円	2,000円	4,000円	セットで

(3) 物販がある場合、売上の20%

(4) 体験・活動会場としての使用料(参加費がある場合一回につき)

参加者数	使用料
1～20人	1,000円
21～50人	2,000円
51～100人	5,000円
101人～	10,000円 ※駐車スペース等の調整を含め事前相談が必要です。

※参加費が発生しない場合でも、会場の調整の為申請書の提出をすること。

(現状復旧)

第6条 使用にあたっては、施設の破損及び汚染のないよう充分注意するものとする。なお、施設の破損又は汚染があった場合には、現状復旧に要する費用を使用者が負担するものとする。

(許可の取消し)

第7条 使用の許可を受けた時間開始後、1時間以内に使用する旨の連絡がない場合は、使用許可を取り消すものとする。

2 イベント広場等の使用目的が道の駅しょうなんの設置目的である地域振興又は農業振興に沿わない内容(商品・サービス・接客を含む)である場合

(使用料の返還)

第8条 第7条の規定に基づき使用許可の取消しを行った場合は、使用料は返還しないものとする。

2 使用料の返還については、使用区分が午前又は午後の場合には、利用時間開始後2時間、1日にあっては4時間を経過しない時点で、イベント広場の使用許可を受けた者が災害その他その者の責めに帰することができない理由(天候不順を含む。)により使用を中止した場合で、これを指定管理者が認めたときは、使用料の半額を返還する。

3 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、イベント広場使用料返還申請書(様式3)に使用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(使用の禁止又は制限)

第9条 第7条に規定するもののほか、天候不順により施設の安全対策が必要な場合使用の禁止又は制限する場合がある。

(使用料の減免)

第10条 使用料の減免の取り扱いは、次のとおりとする。

(1) 100パーセントの減免の取扱いをするものは、次のとおりとする。

ア 国の主催又は共催するイベント

イ 県とは、千葉県に限るものとし、主催又は共催するイベント

ウ 柏市が主催又は共催するイベント

エ 道の駅しょうなんの賑わいを喚起するものとして、指定管理者が関与又は認定するイベント

オ 国、県又は柏市、道の駅しょうなんが関連する協議会が主催・共催又は後援する事業

カ 体験・活動会場として用いる場合で、参加費を求めないイベント

(2) 指定管理者が特に必要と認めて、減免の取扱いをするものは、次のとおりである。

ア 地元農業生産者が主催又は共催するイベントは「(1) 区画使用料」及び「(2) 備品など使用料」を100%減免し、「(3) 物販がある場合、売上の20%」については売上の10%とする。

イ 道の駅しょうなん所属テナントによる拡大出店は、売上をテナントの該当日売上の一部として扱う事を条件とし、「(1) 区画使用料」、「(2) 備品など使用料」、「(3) 物販がある場合、売上の20%」は100%減免とする。

ウ 道の駅しょうなん所属テナントと現取引関係にある納品業者による出店については、本基準に乗っ取った事業内容と認められた時、「(1) 区画使用料」及び「(2) 備品など使用料」を100%減免し、「(3) 物販がある場合、売上の20%」については15%とする。

(物品・サービスの責任)

第11条 使用者は必ず食品衛生許可申請などの必要な措置をとり、使用者によって提供された物品・サービス及びそれに伴う一切の責任は使用者が負うものとする。道の駅しょうなんの会場設備に関する責任については道の駅しょうなんが負うものとする。

付 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年8月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年11月1日から施行する。